

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しについて

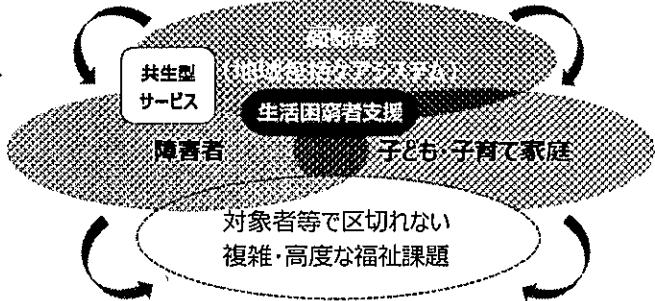
第8期計画の基本的な考え方～国の現況より～

① 2025年まであと約6年～地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現～

○現代の我が国においては、高齢者、子ども、障がい者など、対象分野ごとに福祉サービスの充実を図っていくのではなく、一つの世帯で複数課題を抱えている状況を踏まえて、様々な分野の課題に対応することが求められています。

○地域全体で支える力を再構築することが求められると同時に、支援のあり方としても対象者の状況に応じて、分野を問わず包括的に相談・支援を行う、新しい福祉のまちづくりを目指す必要性が高まっています。

「地域共生社会の実現」



～これまでの高齢者福祉計画・介護保険事業計画～

○第7期介護保険事業計画では、第6期を踏まえて地域包括ケアシステムの推進に向けた取組が進められ、地域共生社会の実現を目指した計画策定が行われました。

○地域包括ケアシステム構築の目途とされる2025年まで、いよいよ残すところ約6年となりました。各保険者の目指すシステムの姿を明らかにするとともに、現時点での到達状況評価を行い、完成に向けての課題を抽出していくことが求められています。

＜介護保険事業計画・制度改訂の経過＞

第1期（平成12～14年度）

介護保険制度の導入・老人保健福祉計画と一体策定

第2期（平成15～17年度）

新予防給付、地域包括支援センターと地域支援事業、地域密着型サービスの導入

第3期（平成18～20年度）

高齢者医療確保法施行（特定健診の導入、老人保健事業の健康増進事業への移行）

第4期（平成21～23年度）

「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年を目指し、医療介護総合確保推進法の施行（在宅医療・介護連携の推進、介護予防・日常生活支援総合事業の導入、認知症施策の強化（認知症初期集中支援推進事業）など）

第5期（平成24～26年度）

地域包括ケアシステムの推進及び介護保険制度の持続可能性の確保への取組

第6期（平成27～29年度）

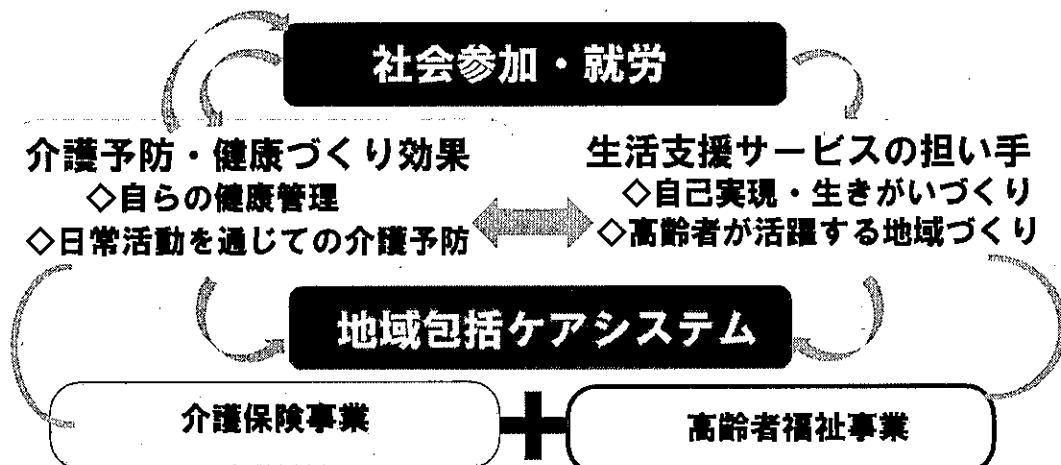
第7期（平成30～令和2年度）

第8期（令和3～5年度）

- ◆介護予防・健康づくりの推進
- ◆共生社会の実現に向けた体制づくり
- ◆認知症「共生」「予防」の推進
- ◆持続可能な制度の再構築・介護現場の革新

② 地域包括ケアシステムの構築に向けた“介護”&“福祉”的連携・連動

- 地域包括ケアシステムの構築に向けては、地域における現役世代(担い手)の減少が顕著となり、担い手の育成・養成が喫緊の課題となっています。
- 今日、地域包括ケアシステムは、我が国が目指す“地域共生社会”実現のための要ともいえるしくみであり、その対象者は高齢者に限るものではありません。
- しかし、直面する高齢社会においては、その主対象者として高齢者が想定されるとともに、担い手としての高齢者も参加・活躍できるしくみとして機能させていくことが必要です。



- こうした連携・連携モデルの考え方をベースに、地域における介護予防と担い手づくりを進める際、特に前期高齢者をメインターゲットとした取組が重要です。
- こうした介護保険事業と高齢者福祉事業の連携・連動を基本に、医療・介護の連携など、地域における様々な資源・人材・機能をリンク・連携させていくことが地域包括ケアシステム構築のポイントであるとともに、目指すべき地域の姿そのものになります。

③ 健康づくりと介護予防の推進

- 健康・医療戦略等において、政府全体として、健康寿命の延伸を目指して掲げており、健康づくりと介護予防の推進は、介護保険制度にとっても大きなテーマです。
- 持続可能な介護保険制度していくためにも、これからの方針のあり方として、自助・互助の力を再生・創出・活性化するという観点から、積極的な介護予防・日常生活支援の取組や地域づくりが重要になってきます。

④ 事業状況・達成状況の“見える化”によるPDCA管理

- 介護保険事業計画の策定主体である保険者には、第8期計画策定において、介護保険事業の状況・特性を明らかにし、第7期計画の実行管理や点検評価などPDCAを実行しながら、策定を進めていくことが重要と考えます。
- 取組の進捗状況を確認しながら地域課題の改善程度や新たな課題を把握し、計画策定後も含めた毎年度の進捗管理が求められています。

第8期計画策定のための基本指針案について

令和2年7月27日に、厚生労働省社会保障審議会介護保険部会（第91回）が開催され、
基本指針案（「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指
針」案）の検討等が行われました。

1. 2025年、2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

- ・2025年、2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて
計画を策定

2. 地域共生社会の実現

- ・地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

3. 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

- ・一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載
- ・自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組の例示として就労的活動等について記載
- ・総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
- ・保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載。（一般会計による
介護予防等に資する独自事業等について記載。）
- ・在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記
載
- ・要介護（要支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に
計画に記載
- ・PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整
備について記載

4. 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

- ・住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
- ・整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案し
て計画を策定

5. 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

- ・認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし
続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載。（普及啓発の取組や
チームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。）

6. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- ・介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
- ・介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善な
ど、介護現場革新の具体的な方策を記載
- ・総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について
記載
- ・要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
- ・文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

7. 災害や感染症対策に係る体制整備

- ・近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要
性について記載。

第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画骨子案

構 成	内 容
第1章 計画策定の趣旨	
1 計画策定の背景と目的	我が国における高齢者を取り巻く環境の変容や、高齢者社会を受けての国及び自治体の取組等のほか、本計画の策定の経緯と目的を記載します。
2 計画の位置付け	本計画の法的位置づけを示すとともに、国の指針や府の計画、各市町村における上位計画や個別計画との関連性について明記します。
3 計画の期間	介護保険事業計画については、介護保険法により3年を1期とする計画の策定が義務づけられている旨を記載します。
4 計画の策定体制	計画の策定にあたり、関係者等の意見を広く聴取するための体制や、地域住民等のニーズを把握するためのアンケート調査等の実施状況について記載します。
5 計画に記載する事項	第8期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画について記載する事項を明記します。
6 国の基本指針	第91回社会保障審議会の資料の中で掲げられている「第8期計画において記載を充実する事項（案）」を掲載します。
第2章 高齢者を取り巻く現状	
1 人口・世帯等の状況	人口や世帯の推移など、基礎データに関するグラフ等を作成・掲載し、内容に合わせたコメントを記載します。
2 介護保険事業の状況	要支援・要介護認定者数の推移や介護サービスの利用状況等についてグラフを作成・掲載し、内容に合わせてコメントを記載します。
3 アンケート調査結果の概要	アンケートの調査概要を記載します。また、調査結果については、特徴的な設問を抜粋し、グラフとコメントによる分析を行います。
第3章 計画の基本的な考え方	
1 計画の基本理念	上位計画やこれまでの取組を踏まえた基本理念を記載します。
2 計画の基本目標	基本目標とその内容について記載します。
3 施策の体系	基本理念や基本目標、施策の方向性を記載した体系図を作成します。
4 日常生活圏域の設定	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、高齢者の人口や地理的条件等を総合的に勘案し、日常生活圏域を設定します。
第4章 施策の推進	
基本目標1～	目標ごとの現状や課題を整理するとともに、各事業の内容や今後の取組等を記載します。
第5章 介護保険事業の展開	
1 事業別の利用状況と見込み	介護保険事業ごとのサービス利用状況（実績）と見込み（推計）を記載します。
2 事業費の算出	第1節における見込み量をもとに、介護保険事業の費用を算出します。
第6章 介護保険事業の運営	
1 保険料の算定	地域包括ケア「見える化」システムを活用し、介護保険料基準額（月額）を算定します。また、第1号被保険者で賄う介護保険料収納必要額、第1号被保険者の保険料の算出を行います。
2 計画の進行管理	高齢者保健福祉計画の適切な進行管理を図るとともに、介護保険事業計画の点検と評価を行う旨を記載します。
資料編	
1 策定経過	
2 委員名簿	

令和2年度岬町介護保険運営協議会スケジュール

第1回運営協議会	
令和2年9月17日	【議題】 <ul style="list-style-type: none">○介護保険状況報告○地域密着型サービス状況報告○地域包括支援センター及び地域支援事業状況報告○高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しについて
第2回運営協議会	
令和2年11月予定	【議題】 <ul style="list-style-type: none">○岬町地域包括ケア計画 高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画(素案)前半について○アンケート結果報告について
第3回運営協議会	
令和2年12月予定	【議題】 <ul style="list-style-type: none">○岬町地域包括ケア計画 高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画(素案)後半について○パブリックコメントについて
パブリックコメントの実施(1月~2月) … 計画素案を公表し、広く住民の意見を聴く	
第4回運営協議会	
令和3年2月予定	【議題】 <ul style="list-style-type: none">○岬町地域包括ケア計画 高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画(案)について